



# 就学援助制度のお知らせ

東海村教育委員会

村内小中学校に在学する子どものいる世帯で、経済的な理由により給食費や学用品費などの支出が困難な世帯に対し、費用の一部を援助しています。

この制度は、「要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度」といいます。

## ●就学援助制度って？

経済的な理由により、給食費、学習に必要な学用品等の購入費、遠足・校外学習等の参加に必要な費用の支出が困難な保護者に対し、その費用の一部を援助し、すべての児童生徒が義務教育を等しく受けることができるようにすることを目的とした制度です。

## ●対象者は？

### ①要保護児童生徒

生活保護を受けている世帯の児童生徒

### ②準要保護児童生徒

- ・非課税世帯の児童生徒等
- ・裏面、表1 準要保護の認定要件に該当する児童生徒



## ●援助されるものは？

### ①要保護児童生徒

生活保護法に基づく教育扶助対象費用以外の費用で、修学旅行費、医療費（学校保健安全法に定める疾病）が援助されます。

### ②準要保護児童生徒

学校給食費全額及び学用品費、通学用品費、部活動後援会費、生徒会費、PTA会費、校外活動費（遠足等）、宿泊学習費、修学旅行費、医療費（学校保健安全法に定める疾病）の一部が援助されます。

## ●申込みはどうするの？

就学援助を新たに希望される場合は、お子さまの在籍する学校の先生にご相談ください。

平成31年度当初申請（4月からの支給）については、平成31年5月11日までに、お子さまの在籍する学校に申請書と認定要件の添付書類（※裏面参照）をご提出ください。

年度途中でも、希望する時に申し込むことができます。その場合、援助費は、申し込み月から月額計算で支払われることとなります。年度途中で村外の学校に転校される場合には、村内小中学校に在籍した期間の分のみが援助されます。

※兄弟姉妹等のお子さんが小学校と中学校など複数の学校に在籍する場合には、どちらか一方の学校に申請してください。

## ●申し込んだ後はどうなるの？

学校からの意見や地域の民生委員による生活状況等の面談を行う場合があります。

また、審査のため、世帯全体の所得を確認いたしますので、確定申告等が必要な方は、申告を済ませておいてください。なお、所得のない方（被扶養者を除く）も所得がない旨の申告が必要となります。

認定結果については、各世帯に直接お知らせいたします。

## ●支払いはどうなってるの？

申請者（児童生徒の保護者）の口座に振込みで支払われます。ただし、学校への滞納がある場合は、学校に振り込まれます。支払い時期は、各学期終了後です。遠足・校外学習等の参加状況等を確認の上、その学期分をまとめてお振り込みいたします。

## ●準要保護の認定要件 表1

準要保護の認定要件		添付書類				
生活保護法に基づく保護の停止又は廃止されている		生活保護停止・廃止決定通知書の写し				
村民税が非課税である		申請書（同意書）				
村民税，個人事業税，固定資産税の減免又は国民年金の掛金の減免を受けている		各税・掛金の減免承認通知書等の写し				
国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている		国民健康保険税の減免・猶予承認通知書の写し				
児童扶養手当を受給している		児童扶養手当証書の写し				
生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている		生活福祉資金貸付決定通知書の写し				
その他（下表の所得基準を満たす場合 等）		申請書（同意書）				
扶養親族の人数	1名	2名	3名	4名	5名	
児童生徒の保護者の前年総所得額（円）	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000	3,820,000	

※同住所地に同居している（別世帯）方がいる場合は、【問合せ】までご連絡ください。

## ●問合せ

東海村教育委員会学校教育課

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

TEL 029-282-1711(代) FAX 029-282-7944 E-mail kyouiku@vill.tokai.ibaraki.jp